

○原子力規制委員会告示第五号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三條の三の三十一第一項の規定に基づき、令和五年五月三十一日付けをもって次のとおり型式設計特定機器をその型式について指定したので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年通商産業省令第七十七号第百十二第一項の規定に基づき、告示する。

令和五年六月十四日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

型式指 定の番 号	特定機器の種 類	特定機 器の名 称及び 型式	型式設計特定機 器を使用するこ とができる発電 用原子炉施設の 範囲又は条件	指定製造者等の氏 名又は名称及び住 所並びに法人にあ っては、その代表 者の氏名	主たる製 造工場の 名称及び 所在地
-----------------	-------------	-------------------------	--	--	-----------------------------

<p>D—SE— 2305311</p>	<p>実用発電用原 子炉の設置、 運転等に関する規則第百条 第二号に規定 する特定兼用 キャスク</p>	<p>MSF— 24P(S) 型</p>	<p>申請書 (DocNo. L5- 95KV100 R0)及び 一部補正書(Doc No. L5- 95KV151R0)に記 載のとおり。</p>	<p>三菱重工業株式会 社 東京都千代田 区丸の内三丁目2 番3号 取締役社 長 泉澤 清次</p>	<p>三菱重工 業株式会 社 原子 力セグメ ント(神 戸・二見 地区)神 戸市兵庫 区和田崎 町一丁目 1番1号</p>
--------------------------	--	------------------------------	--	--	---